

(その124) 詐欺事件 最近多い携帯電話を使った脅かしと焦りを誘う手口(2016.1)
(ショートメッセージ)

12月9日午前、川崎区堤根に住むIさんの携帯電話に、全く身に覚えのないメール(とメッセージが同時に)があり「あなたにお金を貸した件について本日中に返さないと給料を差押える手続きに入る、連絡がない場合裁判にかける」という脅かしと本日中にと焦らせる内容のものでした。

Iさんの妻が「貴方は給料をもらっていないのだからそんなでたらめなもの無視すればいい」といくら言ってもIさんの不安は消えません。その日の午後Iさん夫妻は「どうしたらいいでしょうか」と所長の家に来て相談し、川崎市消費者センターに行くことにしました。

消費者センターでは「これは携帯番号の組み合わせで不特定多数に発信するショートメッセージで、最近相談に来る人が多いこと、法律用語を多く使い、いつ、どんな情報サイトなのか、未納と言うがいくらなのか等、特定出来るような情報は一切言わないで、ひたすら焦らせるのが共通しています」「対応は無視してメールをすぐに消去する事」「メッセージにはいろいろ書いてあるので身に覚えがなくても何のことなのか確認しようと思って返信すると罠にかかってしまいます。返信せずに必ず誰かに相談して被害にあわないようにしてください」ということでした。

Iさんから「おかげさまで助かりました」とお礼がありました。

対策

返信しない、無視、削除する。
心配だったら相談センターへ
や誰かに相談する。